

青森県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 八年 三月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号

青森県後期高齢者医療広域連合職員服務規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合職員服務規程（令和四年青森県後期高齢者医療広域連合規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式（第九条関係）を次のように改める。



附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。